



平成 23 年 2 月 16 日

国土交通省中部地方整備局

河 川 部

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について ～治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

設楽ダムについては、「できるだけダムにたよらない治水」への政策転換を進めるという考えに基づき、平成 21 年 12 月 25 日に検証対象事業とされ、平成 22 年 9 月 28 日付の国土交通大臣からの指示に基づき、検証にかかる検討を行っているところであります。

昨日「第 2 回 設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」を開催し、豊川における治水、利水、流水の正常な機能の維持について目的別に複数の対策案を提示させていただいたことを受けまして、今回提案した対策案以外の具体的対策案の提案や、提案した対策案に関して広く皆様からご意見をお聴きするため、別添の意見募集要領のとおり、意見を募集いたします。いただいた御意見については、今後の検討の参考にさせていただきます。

配 布 先：中部地方整備局記者クラブ、豊橋市政記者会、新城市政記者会

問い合わせ先：国土交通省 中部地方整備局 052—953—8148

河川計画課	課 長	い び	よ い ち ろ う
	補 佐	も り	た か よ し
		森	隆好

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について

平成 23 年 2 月 16 日

国土交通省中部地方整備局

国土交通省中部地方整備局では、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目に基づき、設楽ダム建設事業の検証に係る検討を進めています。このたび、2月15日に「第2回 設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」（以下、第2回検討の場という。）を開催し、目的別に複数の対策案を提示させていただきました。

つきましては、今後の検討の参考とするため、以下の意見募集要領のとおり、広くご意見を募集します。

【意見募集要領】

1. 意見募集対象

第2回検討の場では、豊川の流域の特性を配慮して、ダムによらない治水、利水、流水の正常な機能の維持の複数の対策案を立案いたしました。

次の1)～2)に関してご意見を募集します。

1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について

ダム検証に係る検討では幅広い方策を検討することが求められております。今回立案した対策案以外に、豊川において具体的対策案の提案を募集します。

2) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について

今回立案しました複数の対策案の実現性や具体性・地域社会や環境への影響等など様々な観点から想定される問題点や考慮する点、また豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点などについて、ご意見を募集します。

2. 募集期間

平成23年2月17日（木）～平成23年3月18日（金）（必着）

3. 提出方法

ご意見は、郵送・FAX・電子メールのいずれかの方法で下記5. 提出先までご提出下さい。ご意見につきましては、別添意見様式により、下記①～⑦を記載下さい。意見様式は「6. 資料入手の方法」に記載してございますホームページに掲載してございますので、ご活用下さい。

①氏名（企業・団体としての意見提出の場合は、企業・団体名、代表者名並びに担当部署名及び担当者名）

②住所

③電話番号又はメールアドレス

④職業（企業・団体の場合は不要）

⑤年齢（企業・団体の場合は不要）

⑥性別（企業・団体の場合は不要）

⑦ご意見

ご意見は、上記1. 意見募集対象1)～2)の別に記載して下さい。

※ 頂いたご意見に関しての個人情報、目的以外では使用いたしません。

4. 注意事項

- ①一つのご意見が200字を超える場合は、併せてその内容の要旨（200字以内）を記載いただきますようお願いいたします。
- ②ご意見は日本語で御提出ください。
- ③なお、提出されたご意見とともに、属性（職業、年齢、性別）、住所のうち都道府県名、市区町村名を公表する場合があります。
- ④電話でのご意見は受け付けておりません。
- ⑤皆様からいただいたご意見に対し、個別にお答えすることはできませんので、その旨御了承願います。
- ⑥期限までに到着しなかったもの、上記意見の提出方法に沿わない形で提出されたもの及び下記に該当する内容については無効といたします。
 - ・個人や特定の企業・団体を誹謗中傷するような内容
 - ・個人や特定の企業・団体の財産及びプライバシーを侵害する内容
 - ・個人や特定の企業・団体の著作権を侵害する内容
 - ・法律に反する意見、公序良俗に反する行為及び犯罪的な行為に結びつく内容
 - ・営業活動等営利を目的とした内容

5. 提出先

国土交通省 中部地方整備局

「設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見」事務局 宛

①郵送の場合：〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番地1号
名古屋合同庁舎第2号館

②ファックスの場合：052-953-8312

③電子メールの場合：shitaradam-chubu01@cbr.mlit.go.jp

（件名に、「設楽ダム建設事業検証に係る検討に関する意見」と明記して下さい）

6. 資料入手の方法

○インターネットによる閲覧

国土交通省 中部地方整備局 「検証対象ダム事業の関係地方公共団体からなる検討の場」ホームページ

URL: http://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/dam_kentou/bosyu_shitara.htm

7. 参考

「設楽ダム建設事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の資料につきましては、中部地方整備局のホームページをご参照下さい。

URL: http://www.cbr.mlit.go.jp/kawatomizu/dam_kentou/shitara.htm

＜問合せ先＞

中部地方整備局 河川部 河川計画課 井樋 森
直通電話 052-953-8148

(意見提出様式)

設楽ダム建設事業の検証に係る検討に関する意見募集について

～設楽ダム建設事業の治水、利水、流水の正常な機能の維持 対策案について～

①氏名（フリガナ）					
②住所		(都道府県)		(市区町村以下)	
③電話番号				メールアドレス	
④職業				⑤年齢	
				⑥性別	
ご意見の項目		⑦ご意見			
		(200字を超える場合は、200字以内の要旨も記載して下さい)			
1) 治水、利水、流水の正常な機能の維持の対策案の具体的提案について					
2) 治水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～②④)				
2) 利水の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑩、 ⑫、⑭～⑯)				
2) 流水の正常な機能の維持の複数の対策案に関する意見について	対策案番号 (①～⑥、 ⑧～⑬)				
2) 豊川流域の特性を考慮し、さらに評価すべき点					